

相続税 R4 令和2年相続税改正対応版 (Ver.20.10) のリリース

令和2年度の相続税申告書に対応した「相続税 R4 令和2年相続税対応版 (Ver. 20.10)」のリリースについて以下のとおりご連絡します。

このプログラムは、令和2年1月1日以降の相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告用です。令和2年分の贈与税申告に対応したプログラムは、令和3年1月下旬にリリースする予定です。

なお、以下の内容は変更の可能性がございますのでご了承ください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 4. システムの対応内容 (予定) |
| 2. リリース時期 (予定) | 5. その他機能アップ (予定) |
| 3. 相続税の改正内容について | 6. バージョンアップ後の確認事項 |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップ対象 (データ移行の対象)
相続税 R4	Ver. 20.10	Ver. 19.10~19.30 (Ver. 19.10以降)

※バージョンアップ時にライセンス認証が必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※E i ボードは Ver. 20.20 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンスクライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver. 19) のデータを Ver. 20.1 で継続使用する場合は、「旧バージョンデータ読込」で移行します。旧バージョンデータ読込を行っても Ver. 19 のデータは残ります。

2. リリース時期 (予定)

提供方法	提供日
Ei ボードダウンロードマネージャー	2020年9月4日 (金)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2020年9月14日 (月) 送品開始

電子申告更新用プログラムの予定

令和2年分相続税の電子申告に対応した相続税 R4 電子申告プログラム (Ver. 20.1.e1) は、電子申告 R4 (Ver. 20.11) とともに2020年9月23日 (水) にダウンロード公開する予定です。

3. 相続税の改正内容について

システムに影響する相続税関係の主な改正の内容は、次のとおりです。

3-1. 配偶者居住権の創設

被相続人の配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用及び収益を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）が民法の改正により4月1日から施行されました。

(1) 配偶者居住権の成立要件

①配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していたこと

②次のいずれかの場合に該当すること

- ・遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされた場合
- ・配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合

③被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していないこと

※遺産の分割には、遺産の分割の協議のほか、調停又は審判を含みます。

※遺産の分割の方法の指定である特定財産承継遺言によって配偶者居住権を取得させることはできません。

(2) 配偶者居住権の及ぶ範囲

配偶者居住権は、配偶者がその居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利であることから、配偶者が居住建物の一部しか使用していなかった場合であっても、配偶者居住権の効力は居住建物全部に及ぶこととなります。また、配偶者居住権は、その設定の登記を備えた場合に対抗要件を具備するとされていますが、配偶者居住権の設定の登記は、配偶者居住権の成立要件ではありません。

(3) 配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、原則として配偶者の終身の間ですが、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによります。

(4) 配偶者による使用及び収益

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければなりません。ただし、配偶者が従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することは妨げられないとされています。また、配偶者居住権は譲渡することはできませんが、居住建物の所有者の承諾を得た場合には、第三者に居住建物の使用又は収益をさせること（第三者への賃貸）ができます。なお、居住建物の所有者は、配偶者との間で配偶者居住権を合意により消滅させた場合であっても、そのことをもって当該第三者（賃借人）に対抗することはできません。

- ・配偶者は、居住建物の通常必要費（固定資産税や通常修繕費など）を負担する必要があります。
- ・居住建物が滅失した場合には、配偶者居住権は消滅します。

《参考》

配偶者居住権等の資料 別添

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/r0202/pdf/01.pdf>

配偶者居住権等の評価に関する質疑応答事例

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/200701/01.htm>

3-2. 様式変更

(1) 令和2年分の様式変更

令和2年分以降用及び、配偶者居住権に対応し令和2年4月分以降用の帳票が追加されました。

(続) (控) 修正は主票に準じます。システム対応帳票のみ記載。

帳票名		備考
第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）	令和2年分以降用
第2表	還付される税額の受取場所	平成27年分以降用
第4表	相続税額の加算金額の計算書	平成31年1月分以降用
第4表の付表	相続税額の加算金額の計算書付表	
第8の2表	株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）	
第8の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）	
第8の2表の付表3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書（一般措置用）	
第8の2表の付表4※	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（一般措置用）	
第8の2の2表	特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置）	
第8の2の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）	
第8の2の2表の付表2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書（特例措置用）	
第8の2の2表の付表3※	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書（特例措置用）	
第8の6表	事業用資産納税猶予税額の計算書	

第 8 の 6 表の付表 1	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書	令和 2 年分以降用
第 8 の 6 表の付表 3※	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書	
第 8 の 7 表	納税猶予税額等の調整計算書	平成 31 年 1 月分以降用
第 11 表	相続税がかかる財産の明細書（相続時精算課税適用財産を除きます。）	令和 2 年 4 月分以降用
第 11 の 2 表	相続時精算課税適用財産の明細書 相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書	
第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書	
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）	
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）	
第 11・11 の 2 表の付表 2	小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書	
第 11・11 の 2 表の付表 4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細	令和 2 年 4 月分以降用
第 12 表	農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書	
第 13 表	債務及び葬式費用の明細書	
第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書	
第 15 表	相続財産の種類別価額表	

※Excel ファイル提供

(2) 新規帳票

帳 票 名		備 考
第 11・11 の 2 表の 付表 1 (別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価額の計算明 細書 (別表 1 の 2)	令和 2 年 4 月分以降用
配偶者居住権等の評価明細書		令和 2 年 4 月 1 日以降用

(3) エクセルファイル提供予定 (サポート→関連帳票)

帳 票 名	
第 8 の 2 表の付表 4	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社 が災害等により被害を受けた場合の明細書 (一般措置用)
第 8 の 2 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用 に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書 (特例措置 用)
第 8 の 6 表の付表 3	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る 宅地等及び建物の明細書

(4) その他

昨年度、国税庁のホームページで「準備中」となっていた帳票が公開されましたが、利用頻度を鑑み対応を見送ります。

帳 票 名	
第 8 の 6 表の付表 2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を 受ける特例受贈事業用資産の明細書 (一般用)
第 8 の 6 表の付表 2 の 2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を 受ける特例受贈事業用資産の明細書 (株式等用)
第 11 の 3 表	個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 の適用に係る特例受贈事業用資産の明細書

《参考》

1. 国税庁の Web ページ : 相続税の申告書等の様式一覧 (令和 2 年分用)

<http://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/r02.htm>

2. 相 続 税 の 申 告 の し か た (令 和 2 年 分 用)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2020/index.htm>

4. システムの対応内容（予定）

4-1. 相続税の申告書 変更帳票の対応

令和2年分以降用の帳票に対応し、入力画面、印刷フォームなどを変更します。

帳票の主な変更点は以下のとおりです。（説明文および（注）の内容は省略）

(1) 令和2年分以降用の様式変更 ※（続）（控）、修正は、主票に準じます。

帳 票	主な変更内容
第1表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上令和2年分以降用に変更 1欄の相続税開始年月日について令和のみに変更
第2表	<ul style="list-style-type: none"> 相続税速算表10,000円以下の控除額欄から千円を削除
第4表	<ul style="list-style-type: none"> ⑦の項目名を変更左寄せに変更
第4表の付表	<ul style="list-style-type: none"> ①の項目名を変更（第1表⑨又は第1表⑩の金額）
第8の2表	<ul style="list-style-type: none"> 帳票名に（一般措置用）と追加 先頭説明文の変更に伴うレイアウト変更（経営承継人欄含む）
第8の2表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> 帳票名に（一般措置用）と追加
第8の2表の付表3	
第8の2表の付表4 ※	
第8の2の2表	<ul style="list-style-type: none"> 帳票名に（特例措置用）と追加
第8の2の2表の付表1	
第8の2の2表の付表2	
第8の2の2表の付表3 ※	
第8の6表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上令和2年分以降用に変更 1.の注意書きを裏面に移動 2.特定事業用資産の明細 <ul style="list-style-type: none"> (1) 宅地等 (2) 建物の項目名①を所在地→所在場所へ変更 (3) 減価償却資産の変更 <ul style="list-style-type: none"> 「①名称②所在地③数量④価額⑤③のうち特例の適用を受ける数量、⑥⑤に係る価額⑦」→「①名称②所在場所③面積④価額⑤特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計額」に変更 3.事業を行っていた者に関する事項を追加、以降の番号を変更 4.最初の申告書の提出に関する事項の変更 <ul style="list-style-type: none"> 「①取得の原因②取得年月日③申告した税務署④贈与者又は被相続人の氏名」→ 「①贈与者又は被相続人の氏名②①の者から取得の原因③取得年月日④最初の申告書に係る税務署名」
第8の6表の付表3 ※	<ul style="list-style-type: none"> 欄外右上「令和2年分以降用」に変更 以下の項目名を所在地→所在場所に変更 <ul style="list-style-type: none"> 2 (2) ①b、2 (3) ①、3 (1)
第8の7表	<ul style="list-style-type: none"> 1⑤調整前持分猶予税額等→調整前医療法人持分猶予税額等に変更

※Excel ファイル提供

(2) 令和2年4月分以降用の様式

相続開始年月日が令和2年4月1日以降の場合は、以下の用紙に切り替えて出力します。

帳 票	主な変更内容
第 11 表	・ 欄外右上「令和2年4月分以降用」に変更 (注)の文言変更
第 11 の 2 表	・ 欄外右上「令和2年4月分以降用」に変更 ・ 1. (注)の文言変更
第 11・11 の 2 表の付表 1	・ 帳票 ID「FD3549」 ・ 欄外右 令和2年4月分以降用 ・ 2. 小規模宅地の(注)3.4を追加
第 11・11 の 2 表の付表 1 (別表 1)	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更 ・ 先頭説明文の変更
第 11・11 の 2 表の付表 2	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更 ・ 先頭説明文の変更 ・ (1) (注)の文言変更 ・ 2. (1) (2)の項目変更、削除とレイアウト変更 ②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (裏面2(1)参照)→(裏面2参照) ③削除、以降の番号を変更。 ・ 一番下(注)の文言変更
第 11・11 の 2 表の付表 4	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更
第 12 表	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更 ・ 先頭説明文の変更
第 13 表	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更 ・ 3. (注)の文言変更
第 14 表	・ 欄外右上 令和2年4月分以降用に変更 ・ 先頭説明文の変更
第 15 表	・ 帳票 ID「FD3539」 ・ 欄外右 令和2年4月分以降用 ・ ⑦③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権を追加 以降の番号を変更 ・ ⑩家屋、構築物→家屋等 ・ ⑪⑩のうち配偶者居住権を追加 ・ ⑳㉑㉒㉓を削除

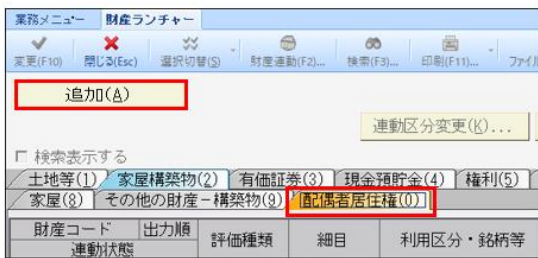
(3) 新規帳票

新しく追加された次の帳票に対応します。

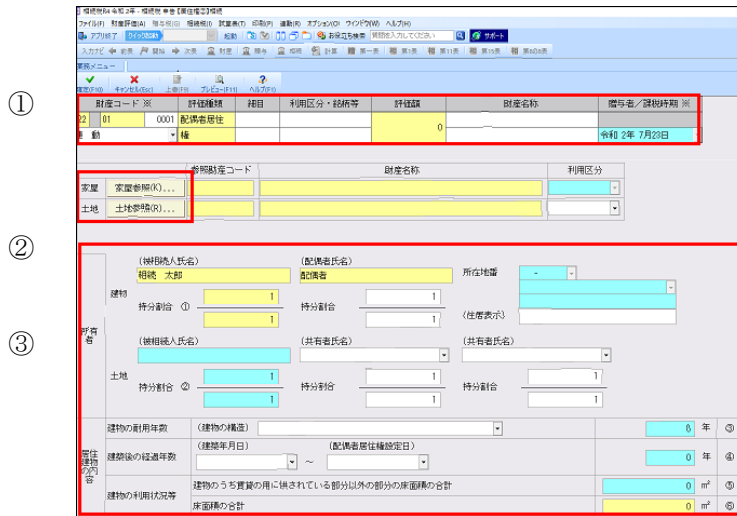
帳 票 名	
第 11・11 の 2 表の付表 1 (別表 1 の 2)	小規模宅地等についての課税価額の計算明細書 (別表 1 の 2)
配偶者居住権等の評価明細書	

4-2. 配偶者居住権等の評価明細書（令和 2 年 4 月 1 日以降用）の作成に対応します。

案件基本情報の「相続開始年月日」に令和 2 年 4 月 1 日以降が設定されている場合に作成できます。
財産ランチャーの「家屋構築物」に「配偶者居住権等」の入力タブを追加します。



「追加」ボタンを押すと入力画面になります。



- ① 配偶者居住権設定用の財産を登録します。
- ② 財産ランチャーに登録済みの「家屋」「土地」から配偶者居住権の対象とする財産を選択します。
- ③ 評価明細の内容を入力します。

5. 機能アップ (予定)

5-1. 国税納付書対応

国税の納付書の設定、および納付書用紙・白紙への印刷に対応します。

(白紙に印刷した納付書による提出の可否については、提出先の金融機関等に確認ください。)

「住所、氏名欄」に、相続人と被相続人を併記するケースに対応し印刷時に選択できます。

国税の納付書用紙への印刷を動作保証するプリンターは、エプソン製の PLQ-20S/PLQ-30S です。

The screenshot shows a software window titled '業務メニュー 相続人一覧'. It has a menu bar with '選択(F10)', '閉じる(Esc)', and 'ヘルプ(F1)'. Below the menu, there is a checkbox '納付書の住所・氏名欄に被相続人を併記する'. A list box titled '相続人の氏名' contains three entries: 'サンプル 花子', 'サンプル 一郎', and 'サンプル 二郎'. The 'サンプル 花子' entry is selected. In the background, a '納付書' (Tax Payment Slip) form is visible. It has fields for '納税者番号' (01050), '納税区分' (江東区), '納税額' (00031693), and '納税月' (010918). A red box highlights the '相続人' field, which contains the text '(被相続人: 東京都江東区〇〇丁目4番6号) 相続人: 東京都江東区〇〇丁目4番6号' and '(被相続人: サンプル 太郎) 相続人: サンプル 花子'.

5-2. 相続税の電子申告について、個人番号と利用者識別番号の扱いを変更します。(Ver. 20.1.e1)

(1) 個人番号の入力を必須から任意へ変更します。

個人番号の入力を必須にしていたましたが、個人番号を持たない方の申告もあるためご要望に対応し任意項目へ変更します。

(2) 利用者識別番号が未入力の相続人がいる場合は、メッセージを表示します。

電子申告をする場合は「利用者識別番号」が必須のため、未入力の相続人がいる場合は以下のメッセージを表示し注意を促します。

「利用者識別番号が入力されていない相続人がいます。利用者識別番号が入力されていない相続人は電子申告できませんが、よろしいですか？」

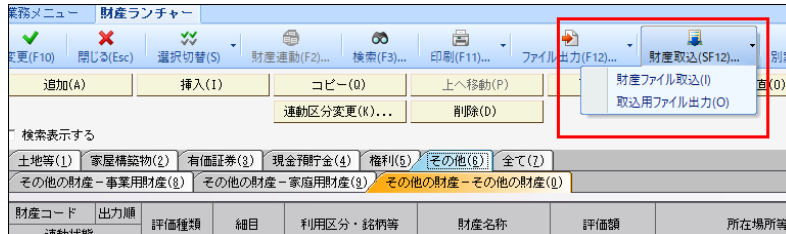
【自動連動】電子申告 R4 で取込み時

【手動連動】08 連動タブー90. 電子申告選択時

5-3. 財産ランチャー「現金預貯金」「その他財産」についてCSVファイルの取込みに対応します。

預貯金等、同じような明細を複数入力するケースに対応し、一部の財産についてCSVファイルの取込みに対応します。以下の財産のタブで「財産取込」ボタンを選択できます。

- ・[現金預貯金]-[その他の財産-現金預貯金等]
- ・[その他]-[その他の財産-その他の財産]



※各財産の登録制限数を超えた場合はエラーメッセージを表示します。

5-4. サポートメニューの変更

サポートメニューボタンの名称、色を変更します。

また、システム起動時（または[サポート]ボタンクリック時）に表示されるサポートメニューについて、知りたい情報やお知らせをより見やすくするためデザインを一新します。

従来 (Ver. 19.30)



新デザイン (Ver. 20.10)



6. バージョンアップ後の確認事項

旧バージョンデータ変換処理の実行

旧バージョン (Ver. 19.3) で使用していた案件データを、Ver. 20.1 で使用できるようにするため、データ変換処理を行います。データ変換処理は、次の方法があります。

- ・個別データ変換：[データ選択] 画面で1データずつ変換します。
- ・一括データ変換：[保守] タブ→[データ変換] の一括データ変換画面でまとめて変換します。

以上、よろしくお願いいたします。